(仮称)狭山市こども計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」(以下「現計画」という。)を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきた。

このような中、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、「市町村は、こども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されたことから、現計画の体系を見直し、新たに「(仮称)狭山市こども計画」(以下「次期計画」という。)を策定する。

2. 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3. 計画の体系

3. 川凹ツ件示	
(現計画)	(次期計画)
第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画	(仮称) 狭山市こども計画
(子ども・子育て支援法)	(こども基本法)
	※包含する計画
→	【継続】子ども・子育て支援事業計画
※包含している計画	
・次世代育成支援行動計画	【継続】次世代育成支援行動計画
(次世代育成支援対策推進法)	
・自立促進計画 →	【継続】自立促進計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)	
・母子保健計画 →	【継続】母子保健計画
(母子保健計画策定指針)	
・子どもの貧困対策計画 →	【継続】こどもの貧困対策計画
(子どもの貧困対策の推進に関する法律)	(こどもの貧困の解消に向けた対策の推
	進に関する法律)
	【新規】こども・若者計画
	(子ども・若者育成支援対策推進法)
	こども大綱(3 つの大綱を一元化)
	子どもの貧困対策に関する大綱
	子ども・若者育成支援推進大綱
	少子化社会対策大綱

【市町村こども計画】

市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する市町村計画、その他法令の規定により市町村が作成する計画であって、こども施策に関する事項を定めるもの(※)と一体のものとして作成することができる。(こども基本法第10条第5項)

※子ども・子育て支援事業計画、市町村行動計画など

4. 計画策定の視点

こども大綱に沿った施策の検討

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども大綱で示された こども施策に関する「基本的な方針」等に沿った施策を検討する。

~こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」~

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

※こども支援法において、「こども」とは、心身の発達の過程にあるものをいう。

5. 他の計画等との関係

(1) 国及び県

国が策定した「こども大綱」、埼玉県が策定する「(仮称) 埼玉県こども計画」を勘案 し策定する。

(2) 各分野別計画との関係

本市の上位計画である「狭山市総合計画」、福祉分野の上位計画である「狭山市地域福祉計画」、その他の福祉関連計画等との施策の整合を図り策定する。

6. 計画策定の体制

- (1) 庁内体制
 - ア 子ども・子育て支援庁内連絡会議(政策調整会議)
 - ・次期計画の施策等の検討及び審議
 - ・こども支援部長、こども支援部次長及び各施策に関連する課長
 - イ こども計画策定担当者会議
 - ・次期計画の策定に向けた情報の収集・共有及び施策等の検討
 - ・主な施策に関連する課の職員
- (2) 市民参画
 - ア 子ども・子育て会議(条例設置の審議会)
 - ・次期計画の施策等の検討・審議
 - ・委員 15 名で構成(学識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に 従事する者、労働者を代表する者、事業主を代表する者、保護者)
 - イ アンケート調査
 - ・次期計画策定に向けて、教育・保育・子育て支援に関するニーズや意見を把握するためのアンケート調査及び子育て世帯の生活状況や支援ニーズを把握するためのアンケート調査を実施(令和 5 年度)
 - ウ こども・若者からの意見の聴取
 - ・アンケート調査を補完するため、令和6年度協働事業参加者や児童館事業参加 者、市内大学生などから意見聴取を行う。
 - エ パブリックコメントの実施
 - ・計画の素案を公表し、広く市民から意見を求める。

7. スケジュール

令和6年7月 提供区域・量の見込み・提供体制の検討(~11月)

実施事業の検討(~11月)

担当者会議 (適宜開催)

計画骨子案の作成

令和6年8月 庁内連絡会議

子ども・子育て会議

令和6年11月 計画(素案)の策定

庁内連絡会議(政策調整会議)

子ども・子育て会議

令和6年12月 政策会議

文教厚生委員会 協議会

令和7年 1月 社会福祉審議会

パブリックコメントの実施

令和7年2月 庁内連絡会議

子ども・子育て会議

令和7年3月 計画の確定・公表